

## いわて結婚応援パスポート事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚を希望する県民を応援する機運醸成を図ることを目的とする「いわて結婚応援パスポート事業」を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いわて結婚応援パスポート事業

新婚夫婦又は結婚を希望する者（以下「新婚夫婦等」という。）が、いわて結婚応援の店において、いわて結婚応援パスポートを提示することにより、割引やポイントなどの特典を受けられることができる事業をいう。

(2) 結婚支援事業

県、市町村、企業、団体等が実施するお見合いパーティーやセミナー、結婚相談所等の事業をいう。

(3) 新婚夫婦

戸籍法第74条及び民法第739条に基づく婚姻届を提出した者をいう。

(4) 結婚を希望する者

結婚を希望し、結婚支援事業に参加又は登録している者

(5) いわて結婚応援パスポート

いわて結婚応援パスポート事業（以下「結婚パスポート事業」という。）のホームページからダウンロードし、スマートフォン等に保存して利用するデジタルパスポートをいう。

(6) いわて結婚応援パスポート交付カード

いわて結婚応援パスポート（以下「結婚パスポート」という。）をダウンロードするために必要なパスワードが記載されたカードをいう。

(7) いわて結婚応援の店

結婚パスポート事業に協賛し、結婚パスポートの使用者に特典を提供する、岩手県内に所在する店舗、施設、企業等（以下「協賛店」という。）をいう。

### (結婚パスポート事業の実施体制)

第3 県は、県内市町村、店舗等の協力を得て、結婚パスポート事業を行うものとする。

2 県は、結婚パスポート事業の趣旨を県民等に対して広く周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 結婚パスポートの交付に関すること。

(2) 協賛店の募集、登録に関すること。

(3) その他結婚パスポート事業を推進するために必要な事務を行うこと。

3 市町村は、交付カードの配付や結婚パスポート事業の周知に協力するものとする。

4 協賛店は、新婚夫婦等がいわて結婚応援パスポートを提示した場合に、独自に設定したサービスを提供するものとする。

なお、協賛店の応募方法等については、別に定める。

(結婚パスポートの交付対象者)

第4 結婚パスポートの交付対象者は、原則として県内に居住しているか、勤務している新婚夫婦等のうち、以下の者をいう。

(1) 新婚夫婦

平成29年4月1日以降に婚姻届を提出した者で、婚姻届提出後1年以内の者とする。

ただし、県外居住者であっても、婚姻届提出後1年以内に岩手県に転居した者も対象とする。

(2) 結婚を希望する者

平成29年4月1日以降に結婚支援事業に参加又は登録した者とする。

ただし、県外居住者であっても、結婚後に岩手県に居住する予定の者も対象とする。

(交付カードの配付)

第5 県は、市町村の協力を得て、次により交付カードを配付する。

(1) 新婚夫婦

県内市町村に婚姻届を提出した時

(2) 結婚を希望する者

県、市町村等が実施する結婚支援事業に参加、登録した時

2 第1項により交付カードを配付できなかった場合は、様式第1号又は様式第2号による申請に基づき、結婚パスポートダウンロード用のパスワードを通知するものとする。

(結婚パスポートの交付)

第6 県は、交付カードの配付又はパスワードの通知を受けた者が、結婚パスポート事業のホームページのダウンロードサイトに当該パスワードを入力し、パスポートをダウンロードすることにより結婚パスポートを交付する。

(結婚パスポートの使用)

第7 結婚パスポートは、新婚夫婦又は結婚を希望する者が交際中の者と2人で協賛店を利用した場合に限り使用できる。

2 結婚パスポートの有効期限は、発行日の属する年度の翌年度末までとする。

3 結婚パスポートは、他人に貸与、譲渡等してはならない。

4 結婚パスポートの不正使用があった場合は、県は当該パスポート使用者に対して結婚パスポートデータの削除を求めることができる。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 第 1 項による交付カードの配付及び第 5 第 2 項による申請の受付は、平成 30 年 1 月 4 日からとする。

様式第1号

「いわて結婚応援パスポートダウンロード用パスワード」申請書  
(婚姻届を提出した夫婦用)

年 月 日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 行き

1 対象者

氏名	生年月日	住所
		〒
		〒

【県外に居住している方で、岩手県内に勤務している方は勤務先を記入してください。】

勤務先 \_\_\_\_\_ (どちらか1人で可)

2 婚姻届提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 婚姻届提出場所 \_\_\_\_\_ (〇〇市役所、△△町(村)役場)

4 パスワード通知先メールアドレス \_\_\_\_\_

※ パスワードはメールでお知らせします。ドメイン指定受信などの迷惑メール対策をされている方は「@pref.iwate.jp」から受信できるよう設定してください。

上記の記載内容に相違ありません。

申請者 \_\_\_\_\_

※対象者のうちどちらか

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

※記載内容について、確認する場合があります。

【添付書類】

1の対象者が婚姻届提出後1年以内であり、居住地がわかる書類の写しを、申請者、配偶者の分それぞれ添付してください。

住所や異動事項が裏面に書かれている書類は、表面と裏面の両方をコピーしてください。

(書類の例)

- ・ 夫婦の住民票の写し
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 健康保険証の写し
- ・ マイナンバーカードの写し など

【申込先】 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室  
「いわて結婚応援パスポート事業」担当者あて (TEL: 019-629-5461)

様式第2号

「いわて結婚応援パスポートダウンロード用パスワード」申請書  
(結婚を希望する者用)

年 月 日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 行き

1 対象者

氏 名	生年月日	住 所
		〒

【県外に居住している方は、いずれかを選択し、必要事項を記入してください。】

- 岩手県内に勤務している方は勤務先を記入してください。

勤務先 \_\_\_\_\_

- 将来岩手県に居住する予定

2 参加・登録した結婚支援事業

事業名	
参加・登録日	
主催者等	

3 パスワード通知先メールアドレス \_\_\_\_\_

※ パスワードはメールでお知らせします。ドメイン指定受信などの迷惑メール対策をされている方は「@pref.iwate.jp」から受信できるよう設定してください。

上記の記載内容に相違ありません。

申請者 \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号） \_\_\_\_\_

※記載内容について、確認する場合があります。

【添付書類】

- ・ 1の対象者を確認できる書類（住民票、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し。住所が裏面に書かれている書類は、表面と裏面の両方をコピーしてください。）
- ・ 結婚支援事業に参加又は登録したことが確認できる書類（領収書、登録証など）

【申込先】 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室  
「いわて結婚応援パスポート事業」担当者あて（TEL：019-629-5461）